事務連絡

令和6年5月9日

地域包括支援センター長　様

介護サービス事業所長　様

日野市介護保険課長

竹石　幸司

総合事業における減算事由発生時の処遇改善加算等に係る取扱いについて

　日頃より、日野市政にご理解・ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

　A7コードのうち、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算(以下、処遇改善加算等)につきましては減算事由に該当した場合のサービスコード(以下、減算該当コード)を設定しております。この取扱いについて下記のとおり通知いたします。

　減算事由発生時の処遇改善加算等の取扱いについて

訪問型・通所型共通

* 同一建物減算に該当する場合は、処遇改善加算等は減算該当コードを使用する。
* 虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算にのみ該当する場合は、処遇改善加算等は減算該当コードを使用しない。

訪問型サービス

* サービス提供時間が１回１時間相当に満たない場合の訪問型サービス費コードを使用する際は、処遇改善加算等も減算該当コードを使用する。

通所型サービス

* 定員超過または看護・介護職員が欠員のため、減算したサービス費コードを使用する場合は、処遇改善加算等も減算該当コードを使用する。
* 送迎減算に該当する場合、算定最大回数の過半数を超える場合(=算定回数が５回以上の場合)は、処遇改善加算等は減算該当コードを使用する。

　処遇改善加算等の減算該当コードは、定員超過等、例外的な事由で減算をする必要がある場合のために設定しておりましたが、令和６年４月の報酬改定により減算となる事由が追加されたところです。これらすべてに減算該当コードを適用すると、国で想定している減算幅よりも大きく減算してしまう場合があるため、減算単位数の多寡を基準に上記の取扱いといたします。今後、国で想定している減算幅等が変更になった場合、上記取扱いも変更となる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

　なお、４月提供分の請求について、過誤申請をする必要がある場合、6/20までに過誤申し立てを行っていただき、７月以降に請求を行ってください。